

新設

タンデム自転車の公道走行が可能となりました

石川県道路交通法施行細則第十条の二第一号イに(6)を追加

(6) タンデム自転車（複数の乗車装置及びペダル装置が縦列に設けられた自転車であつて二人乗り用としての構造を有するものに限る。）に、運転者以外の者一人を乗車させている場合



タンデム自転車とは



- 複数人が前後に並んで乗り同時に駆動することができる自転車です。
※ 本改正の対象は **2人乗り用のものであり3人乗り以上のものは対象外**
- 2人分の出力で空気抵抗は増えないので高速走行が可能です。
- 構造は2人用になるので、重量は重くなります。
- ホイールベースは長く高速での安定性は優れますが、低速走行や小回りは不安定になります。
- 普通自転車以外の自転車の扱いとなります。



運転する際の注意事項





- 普通自転車より
 - ・ 乗り始めが不安定です。
 - ・ 車体が長いので小回りが利きません。
 - ・ 二人分の出力なので速度が出ます。
 ことなどから注意が必要です。
- 運転者と後席乗車員が声掛けをするなど連携するほか、あらかじめ練習をして運転操作に慣れてから利用することが必要です。



タンデム自転車の交通ルール

(例)

	歩道	 の標識がある歩道	自転車横断帯	 歩行者専用自転車専用がある場合
タンデム自転車	×	通行できない	○	○
普通自転車	×	原則、通行できない	○ 自転車横断帯があれば、自転車横断帯を通行	○ 歩行者自転車専用の信号灯器があれば、その灯火に従う

※ 普通自転車に該当しないため、普通自転車以外の自転車の交通ルールを遵守しなければなりません。

【問合せ先 交通企画課 076-225-0110】